# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

白老町長

#### 公表日

令和3年9月1日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税に関する事務(賦課・徴収)
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を白老町内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告を行う。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当町にて申告を受け付ける。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。  ①課税対象者情報の準備 ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報の受領 ③軽自動車税の賦課決定・更正等 ④納税者への税額通知の発送 ⑤賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑥他自治体等から白老町への調査回答・白老町から他自治体等への税務調査実施 ⑦軽自動車税の収納管理、還付処理 ⑧未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑨収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	ž
軽自動車税情報ファイル、収約	<b>対情報ファイル、滞納情報ファイル</b>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 27の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 白老町 税務課 住民税グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年8月13日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年8月13日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	[書]		1) 2 2) 2	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ <u>』</u>	₤点項目評 ————	価書又は全項目評	価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 持に力を入れている 十分である 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) - 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			い(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 2)- 3) 3	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 4	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監				
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1)	選択肢> 特に力を入れて行っ <sup>−</sup> 十分に行っている +分に行っていない	ている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月21日	I 5. ②	税務課長 小関 雄司	税務課長 久保 雅計		
平成30年6月21日	平成30年6月21日     I 7     白老町 総務課 総務秘書グループ     自		白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月21日 II 1 2014/11/14 6月		6月21日			
平成30年6月21日	I 2	2014/11/14	6月21日		
令和1年6月17日 I 4.② ・番号法第19条第7号 別表第二(26,27 項)		·番号法第19条第7号 別表第二(26,27,28の 項)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 27の項		
令和1年6月17日	I 5. ②	税務課長 久保 雅計	税務課長		
令和1年6月17日	Ⅱ 1	平成30年6月21日 時点	令和1年6月17日 時点		
令和1年6月17日	I 2	平成30年6月21日 時点	令和1年6月17日 時点		
令和3年9月1日	I 4. 2	·番号法第19条第7号 別表第二	·番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1	令和1年6月17日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 2	令和1年6月17日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	